

令和6年度

第2回 日田市地域公共交通確保維持協議会

(資料)

日 時 令和6年6月21日(金) 14時～

場 所 日田市役所4階庁議室

《目 次》

- ・ 日田市公共交通利用者数実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 日田市地域公共交通計画（P.62～69：目標を達成するための施策  
及び取組の実施時期と実施主体）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～9
- ・ 日田市地域公共交通計画（P.60～61：評価指標の目標数値算出根拠）・ 10～11
- ・ 日田市地域公共交通確保維持協議会規約 新旧対照表・・・・・・・・・・・・ 12
- ・ 日田市地域公共交通確保維持協議会規約 改正後全文・・・・・・・・・・・・ 13～14
- ・ 西鉄バス久留米からの回答書（神杉野線の廃止）・・・・・・・・・・・・ 15
- ・ 講演会「みんなでつくる高齢者の移動支援」チラシ・・・・・・・・・・・・ 16
- ・ 日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿・・・・・・・・・・・・ 17

※R2.4 バス路線廃止に伴う  
乗合デマンド7路線追加

R5.2月ひたは  
しり号再編!

各年度9月末現在

日田市公共交通利用者数実績

		令和元年度 (H30.10.1~R1.9.30)	令和2年度 (R1.10.1~R2.9.30)	令和3年度 (R2.10.1~R3.9.30)	令和4年度 (R3.10.1~R4.9.30)	令和5年度 (R4.10.1~R5.9.30)	R5-R4 比較	
市内・夜明循環バス年間利用者数	市内循環バス ひたはしり号	Aコース(右回り)	12,644	8,526	8,149	8,958	23,299	260%
		Aコース(左回り)						
		Bコース(右回り)						
		Bコース(左回り)	17,641	14,652	13,013	13,446	23,135	172%
		Cコース(右回り)						
		Cコース(左回り)	25,565	21,831	19,577	19,833	33,009	166%
		Dコース(右回り)						
		Dコース(左回り)	29,194	25,762	27,502	29,343	—	—
		Eコース(環町旅館街方面:往復)						
	ひたはしり号計	85,499	71,075	68,469	71,783	79,443	111%	
	夜明循環線(H29~関循環含む)	1,682	565	—	—	—	—	
	杷木循環線	1,070	660	—	—	—	—	
杷木線	496	—	—	—	—	—		
市内中心部合計		88,747	72,300	68,469	71,783	79,443	111%	
(上記以外)の年間利用者数	廃止代替バス	有田線	2,174	910	—	—	—	—
		山手線	1,228	451	—	—	—	—
		計	3,402	1,361	—	—	—	—
	福祉バス	串川線	357	313	473	418	538	129%
		堂尾線	836	694	555	516	639	124%
		月出山線	685	508	538	553	531	96%
		高花線	412	505	440	356	251	71%
		大鶴線	1,454	1,270	1,021	816	580	71%
		尾当線	297	276	225	157	111	71%
	計	4,041	3,566	3,252	2,816	2,650	94%	
市営上・中津江バス	13,010	11,377	10,539	10,550	10,907	103%		
小計	20,453	16,304	13,791	13,366	13,557	101%		
路線バス(日田バス)利用者数	杖立線(日田~杖立)	10,473	8,104	7,425	8,956	10,171	114%	
	杖立線(日田~松原ダム)	74	—	—	—	—	—	
	杖立線(日田~大山振興局)	—	429	729	302	519	172%	
	五馬線	5,192	4,682	4,422	4,323	3,814	88%	
	大野線	3,964	1,818	—	—	—	—	
	出野線	1,378	466	—	—	—	—	
	小鹿田線(日田~皿山)	6,944	5,481	5,532	5,320	5,136	97%	
	小鹿田線(下藤山~皿山)	2,321	1,311	1,791	2,161	1,714	79%	
	済生会線	209	23	—	—	—	—	
	天瀬森町線	3,753	3,394	2,745	2,427	2,341	96%	
	高塚森町線	15,896	13,020	11,527	10,207	10,185	100%	
	高塚線(H26.5廃止→H30再開 ※1/1~3のみ)	53	55	28	39	32	82%	
	小計	50,257	38,783	34,199	33,735	33,912	101%	
	乗合デマンド(お出かけ支援)タクシー利用者数	伏木	175	99	225	217	253	117%
大鶴~済生会		237	125	151	258	222	86%	
大鶴		1,284	891	959	937	792	85%	
求来里		261	241	161	325	281	86%	
三池・池辺		245	251	148	106	59	56%	
本城(※R2は7月豪雨災害対応を含む)		685	669	625	430	418	97%	
山浦(※R2は7月豪雨災害対応を含む)		111	113	72	113	152	135%	
宮園高倉		72	23	4	0	8	—	
君迫北友田		—	13	16	20	48	240%	
座目木		—	1,069	1,984	1,554	1,066	69%	
星弘高瀬		—	169	468	393	463	118%	
有田市役所(東有田)		—	206	621	904	1,043	115%	
有田市役所(西有田)		—	17	104	221	189	86%	
夜明関町		—	275	836	645	466	72%	
高井町		—	61	169	313	382	122%	
三春原		—	36	151	140	77	55%	
大山		—	—	—	—	17	—	
前津江赤石(H27.7~H29.1)		—	—	—	—	—	—	
小野線(H29.9~12)		—	—	—	—	—	—	
三春原【おでかけ支援】		75	28	—	—	—	—	
福島【おでかけ支援】(※R2は7月豪雨災害対応を含む)		254	287	199	134	156	116%	
袋【おでかけ支援】		0	0	0	0	0	—	
出羽【おでかけ支援】(※R2は7月豪雨災害対応を含む)		117	130	73	63	59	94%	
漆原【おでかけ支援】	224	117	12	0	0	—		
大鈞【おでかけ支援】	0	0	0	0	0	—		
小計	3,740	4,820	6,978	6,773	6,151	91%		
市内周辺部合計		74,450	59,907	54,968	53,874	53,620	100%	
市内合計(日田市内のみ運行分)		163,197	132,207	123,437	125,657	133,063	108%	
西鉄	神杉野線(杷木発~前津江柚木コミセン)	7,028	4,715	4,012	3,734	4,547	122%	
	神杉野線(浮羽発~前津江柚木コミセン)	1,172	535	327	390	492	126%	
大交北部	中日線(R1から栞坂~日田) ※以前は耶馬溪(旬彩館)~日田	14,759	23,421	17,026	22,017	20,055	91%	
総合計		186,156	160,878	144,802	151,798	158,157	104%	

目標を達成するための施策及び取組の実施時期と実施主体は、以下のとおりとします。

基本方針	施策	取組
<p>基本方針1 持続可能な公共交通ネットワークの維持確保</p>	<p>1)公共交通網の再編</p>	①既存地域公共交通の確保・維持
		②公共交通の再編により新たに生じる公共交通空白地域に対する代替手段の検討
		③効率的・効果的な交通網の充実
		④公共交通の運転手の確保
	<p>2)利便性の向上</p>	⑤わかりやすい時刻表やマップの作成と情報提供
		⑥キャッシュレス決済導入の検討
⑦全ての人にやさしい車両への更新		
⑧市営上・中津江デマンドバスの運賃見直しの検討		
<p>基本方針2 まちづくりの視点からみた公共交通にかかる周辺施策との連携</p>	<p>1)これからのまちづくりを支える公共交通ネットワークの強化</p>	⑨多分野との政策連携
		⑩高齢者のお出かけ機会の創出
		⑪観光まちづくりに合致した周遊ネットワークの形成
<p>基本方針3 地域全体で公共交通を創り上げ・守り・育てる</p>	<p>1)市民協働体制の構築</p>	⑫交通事業者・地域と連携した効果的な地域公共交通の運行・運営
		⑬住民・交通事業者・市の協働体制づくり
		⑭公共交通の利用促進に向けた啓発活動

取組の概要	実施予定時期					実施主体			
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	日 田 市	交 通 事 業 者	市 民	そ の 他 (関 係 団 体 等)
取組① 鉄道及び BRT・路線バス・ひたはしり号・福祉バス・デマンドタクシー（バス）・タクシーの効率的運用について調査・検討を行う。	① R5～9で調査・検討					◎	◎	○	○
取組② 乗合タクシー（デマンド運行等）の運行やタクシーを積極的に利活用する。	② R5～9で検討・実施					◎	○	○	○
取組③ 日田市街地におけるひたはしり号の更なる充実や大山地区におけるデマンドタクシー実証実験、広域圏の公共交通との連携強化を行う。	③ 市街地：R5～9で検討・実施					◎	○		
	③ 広域圏：R5～9で調査・検討								
取組④ 運転手確保の取組を行う。	④ R5～9で検討・実施					○	◎		
取組⑤ わかりやすく、使いやすい時刻表や交通マップを作成する。	⑤ R5で検討、R6～9で実施					◎	○		
取組⑥ 市内全域でキャッシュレス決済の導入を検討する。	⑥ R5～9で検討・実施					○	◎		
取組⑦ 低床・環境対応車両や小型車両の導入を推進する。	⑦ R5～9で検討・実施					○	◎		
取組⑧ 市営上・中津江デマンドバスの運賃体系見直しを検討する。	⑧ R5～9で調査・検討					◎	○		
取組⑨ 公共交通にかかわりの深い部署と、政策連携を図る。	⑨ R5～9で実施					◎	◎	○	○
取組⑩ 高齢者のお出かけ機会を創出するための、イベント開催等を検討する。	⑩ R5～9で検討・実施					◎	◎	○	○
取組⑪ 観光ニーズの多い地域を想定したルート設定を検討しつつ、既存路線で行きにくい観光地等については、観光ルートの開発等を検討する。	⑪ R5～9で検討・実施					◎	○		○
取組⑫ 市民や民間サービス事業者等と連携し、公共交通の利用促進を図るほか、交通事業者と連携し、公共交通事業の生産性向上にかかる調査・研究等を行う。	⑫ R5～9で調査・検討					◎	◎	◎	○
取組⑬ 公共交通の利用者を参集した地域座談会を開催し、地域自らが主体となり移動手段の確保や公共交通利用環境の改善などを実施、それを交通事業者と行政がサポートする体制をつくる。	⑬ R5～9で実施					◎	○	◎	○
取組⑭ 市民の意識が公共交通の積極的な利用につながるためのバスの乗り方教室などの啓発活動を行う。	⑭ R5～9で実施					◎	○	○	

目 標	1	持続可能な公共交通ネットワークの維持確保
施策	1) 公共交通網の再編	
取組① 取組の概要	<p><b>①既存地域公共交通の確保・維持</b></p> <p>○鉄道及び BRT・路線バス・ひたはしり号・福祉バス・デマンドタクシー（バス）・タクシーの効率的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的で効果的な地域公共交通ネットワークを構築するため、交通事業者間で連携しつつ、鉄道及び BRT・路線バス・ひたはしり号・福祉バス・デマンドタクシー（バス）・タクシーの効率的運用について調査・検討を行います。</li> </ul>	
実施主体	日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）	
取組② 取組の概要	<p><b>②公共交通の再編により新たに生じる公共交通空白地域に対する代替手段の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスがサービス縮小・路線撤退した場合の代替手段としては、交通安全性の確保、さらには交通資源の有効活用等の観点から、乗合タクシー（デマンド運行等）の運行やタクシーを積極的に利活用します。</li> </ul>	
実施主体	日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）	
取組③ 取組の概要	<p><b>③効率的・効果的な交通網の充実</b></p> <p>○日田市街地における交通網</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市街地における移動利便性の向上とさらなる回遊促進に向け、循環型交通の更なる充実を図ります。なお、既存のひたはしり号のサービス改善の1つとして市街地の潜在的な需要が見込まれる地域への乗り入れを検討します。</li> <li>・市街地を運行するバスは、住居や公共施設等が集積したエリアなどに運行を限定し、効率的・効果的な移動環境を構築します。</li> </ul> <p>○周辺部における交通網</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内移動の利便性向上の一環として、大山地区においてデマンドタクシー等の実証実験を行います。</li> </ul> <p>○広域圏の公共交通との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県のほか、西部圏構成町、中津市等の周辺市町や関係機関等と連携しつつ、国内外の交流人口の拡大に資する広域交通網の構築に努めます。</li> <li>・特に、県と連携し、鉄道・バス路線・タクシー・レンタサイクル等、複数の公共交通サービスの連携を高める、MaaS 等の検討を行います。</li> </ul>	
実施主体	日田市、交通事業者	
取組④ 取組の概要	<p><b>④公共交通の運転手の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事業者は主体的に運転手確保の取組を行います。</li> <li>・交通事業者の限られた資源（人・車両）の合理的な活用を図り、路線バス運行の効率化を行います。</li> <li>・市は主催の企業説明会等へ交通事業者の参加を促すなどの情報提供を行い、交通事業者とともに雇用機会の創出に努めます。</li> </ul>	
実施主体	交通事業者、日田市	

## 施策

## 2) 利便性の向上

## 取組⑤

## ⑤わかりやすい時刻表やマップの作成と情報提供

## 取組の概要

- 市民・来街者にわかりやすいバスマップ・路線図等の作成と情報提供
  - ・公共交通の路線図や時刻表等を記載した「公共交通マップ」を作成し、各公共交通機関の乗り継ぎ等をわかりやすくすることで利用促進を図ります。
  - ・観光客等の来訪者が行きたい場所に行くのに分かりやすい情報を提供するため、路線図等を作成し、交通拠点等に掲示することで、多目的なニーズに対応した情報提供を行います。
- 使いやすい公共交通時刻表の作成
  - ・路線バス及びコミュニティバスなど、市内の地域公共交通を全て網羅した総合的な公共交通時刻表を作成します。なお、市役所（振興局等含む）、地区公民館、医療機関、商業施設など市民が集う主要な施設に留め置きします。
- 公共交通の時刻表・マップの戦略的配布
  - ・作成した公共交通の時刻表やマップは全戸配布を基本としつつも、自主的に公共交通での移動に行動変容してもらいやすいと考えられる免許返納者や市内への転入者等の手元に作成物が確実に届く配布方法（例：市役所窓口での恒常的配布）を検討・実施します。
- 交通情報の発信
  - ・SNS の活用により、幅広い層に対し、効率的かつ効果的な情報発信を行うことを検討します。

## 実施主体

日田市、交通事業者

## 取組⑥

## ⑥キャッシュレス決済導入の検討

## 取組の概要

- ・支払い時の負担軽減のため、市内全域でキャッシュレス決済（例：ひた pay や QR コード決済、交通系 IC カード決済）の導入を検討します。

## 実施主体

交通事業者、日田市

**取組⑦**  
**取組の概要**

**⑦全ての人にやさしい車両への更新**

- バス車両の更新は、低床・環境対応車両や小型車両の導入を推進します。
- 日田市は関係機関と連携しつつ、それらの車両が利用しやすい環境の整備や周知・利用促進などを行います。

■低床バスの導入（市内循環バス「ひたはしり号」）



■小型車両の導入（日田市営バス）



■ひたはしり号



**実施主体** 交通事業者、日田市

**取組⑧** **⑧市営上・中津江デマンドバスの運賃見直しの検討**

**取組の概要**

- 対キロ運賃からエリア均一運賃等に運賃体系見直しを検討します。

**実施主体** 日田市、交通事業者

目 標	2	まちづくりの視点からみた公共交通にかかる周辺施策との連携
施策	1) これからのまちづくりを支える公共交通ネットワークの強化	
取組⑨ 取組の概要	<p data-bbox="357 300 639 336"><b>⑨多分野との政策連携</b></p> <ul data-bbox="395 342 1430 454" style="list-style-type: none"> <li>・公共交通に関わりの深い観光、福祉等をはじめとする関係部署や地域の関係者と話し合い、必要なものは何か、共にできるものはないか等、より効果的な移動支援サービスの構築に向け、政策連携を図ります。</li> </ul>	
実施主体	日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）	
取組⑩ 取組の概要	<p data-bbox="357 589 751 624"><b>⑩高齢者のお出かけ機会の創出</b></p> <ul data-bbox="395 631 1430 902" style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の日常生活・社会参加を継続させることは、介護予防の観点から重要であり、外出意欲の向上、外出機会の増加にも好影響を与えることから、気軽に移動できる環境整備について検討します。</li> <li>・イベント開催案内チラシ等への公共交通の具体的な利用方法の記載について検討、実施します。</li> <li>・公民館事業やイベント開催時に併せ、高齢者を対象に「公共交通を利用してみよう！」を実施、実際にバス等を体験してもらうことを検討、実施します。</li> </ul>	
実施主体	日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）	
取組⑪ 取組の概要	<p data-bbox="357 1037 1034 1072"><b>⑪観光まちづくりに合致した周遊ネットワークの形成</b></p> <ul data-bbox="395 1079 1430 1440" style="list-style-type: none"> <li>・市内の交通拠点と観光施設、宿泊施設等を連絡する路線について、特に観光ニーズの多い地域を想定したルート設定を検討します。</li> <li>・観光分野では、アフターコロナを見据え、来訪者のスムーズな市内周遊を実現するためのアクセス手段の充実を図ります（進撃の巨人等観光トレンドを見据えた観光コンテンツとの連携等）。</li> <li>・既存路線で行きにくい観光地等については、アクセス向上のため、タクシー利用のPRや情報発信、観光ルートの開発等を検討します。</li> <li>・公共交通を補完する手段として自転車を活用した周遊観光の仕組みづくりを行います。</li> </ul>	
実施主体	日田市、交通事業者、その他（関係団体等）	

施策

1) 市民協働体制の構築

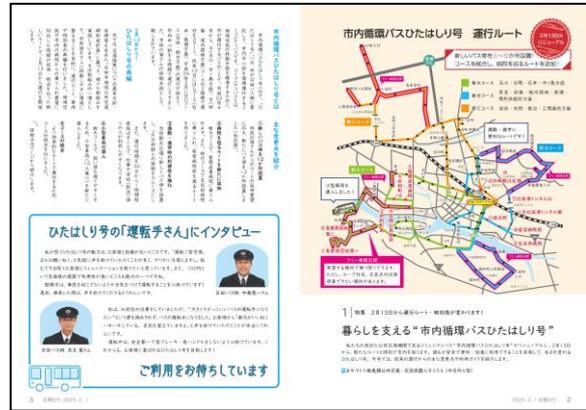
取組⑫

取組の概要

⑫交通事業者・地域と連携した効果的な地域公共交通の運行・運営

・利用促進啓発チラシの配布や市の広報等を活用し、鉄道やバス等の地域公共交通の各種情報などを広く周知していきます。

■日田市（R5年2月号）



- ・市が定期的に利用状況を把握し、自治会長や民生委員・児童委員、公民館関係者等の協力のもと、広報誌やバス車両等で利用状況を利用者や沿線地区住民に報告します。なお、利用が著しく少ない等の特定地区等においては、年に複数回の座談会・報告会の開催を行います。
- ・医療機関や商業施設等と協力し合って、公共交通利用者を増やすための取組を行います。
  - 例：地域公共交通の利用促進を促す情報媒体（チラシ等）の留め置き
  - 例：路線バス・コミバス沿道の民間施設（公共施設、医療施設、商業施設）の敷地を活用した待合スペースの確保
- ・バス、タクシーによる移動確保策の実施が困難な地域で、地域住民が互助による移動手段の確保について、積極的に取り組む意向がある場合は、NPO等が行う「自家有償旅客運送」や道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」について、地域と共に導入に向けた調査、検討を行います。

実施主体

日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）

### 取組⑬

#### 取組の概要

### ⑬住民・交通事業者・市の協働体制づくり

- ・公共交通の利用者（特に高頻度利用者）を参集した地域座談会を開催し、地域自らが主体となって移動手段の確保や公共交通利用環境の改善などを実施し、それを交通事業者と行政がサポートする体制をつくります。

#### ■日田市 H30 地域座談会①



#### ■日田市 H30 地域座談会②



#### 実施主体

日田市、市民、交通事業者、その他（関係団体等）

### 取組⑭

#### 取組の概要

### ⑭公共交通の利用促進に向けた啓発活動

- ・市民の意識が公共交通の積極的な利用につながるためのバスの乗り方教室などの啓発活動を行います（対象：地域住民、各種事業所等）。
- ・JR 日田駅を中心としつつ、鉄道（駅前広場・駅舎・車両等）を最大限活用した賑わいづくり・公共交通の愛着度向上等を行います。
- ・車庫に待機している車両（空き車両等）等を活用して、車両に乗るだけでも楽しい仕掛け・工夫を講じて、公共交通の新しい価値を官民連携して創造します。

<例>

- ・ギャラリーバス・ギャラリー電車
- ・地産地消に関する商品等を車両に乗せて走るマルシェバス（買い物バス）
- ・ハロウィーンやクリスマス等における車内装飾と運転席で記念撮影会
- ・働く車（バス・タクシー）の洗車体験

#### ■日田市バスの日イベント風景



(R4.9.23 日田駅前広場を中心に開催)

#### 実施主体

日田市、交通事業者、市民

## 6-2 計画の目標及び目標を達成するための施策・実施主体

### 6-2-1 計画の目標及び目標を達成するための施策・実施主体の全体像

#### 基本理念

私たちの暮らしを守る  
持続可能な地域公共交通づくり

#### 基本方針・目標

【数値目標】 ●評価指標（アウトカム指標）●活動指標（アウトプット指標）

#### 目標 1 持続可能な公共交通ネットワークの維持確保

- 鉄道及びBRT（日田市内駅）の乗車数  
目標値（R9） 800人/日以上 [現況値：715人/日（R3/2021）]
- 路線バスの年間利用者数  
目標値（R9） 65,000人/年以上 [現況値：59,876人/年（R4/2022）]
- ひたはしり号の年間利用者数  
目標値（R9） 79,000人/年以上 [現況値：71,783人/年（R4/2022）]
- タクシーの年間利用者数  
目標値（R9）乗合デマンド：7,500人/年以上 [現況値：6,773人/年（R4/2022）]  
目標値（R9）タクシー：420,000人/年以上 [現況値：380,294人/年（R3/2021）]
- 全バス車両に占める低床バスの割合  
目標値（R9） 80% [現況値：55.6%（R4/2022）]
- 公共交通への公的資金投入額（総額・利用者1人あたり・市民1人あたり）  
目標値（R9）総額：155,000千円/年度未満 [現況値：154,670千円/年度（R3/2021）]  
目標値（R9）利用者：970円/人未満 [現況値：1,065円/人（R3/2021）]  
目標値（R9）市民：2,800円/人未満 [現況値：2,477円/人（R3/2021）]
- ひたはしり号の収支率  
目標値（R9） 31% [現況値：30.6%（R3/2021）]

#### 目標 2 まちづくりの視点からみた公共交通にかかる周辺施策との連携

- 観光入込客数  
目標値（R9） 260万人 [現況値：1,912,341人（R3/2021）]
- 特定観光施設の最寄りバス停での乗降客数  
目標値（R9） 8人/日 [現況値：5人/日（R4/2022）]
- 高齢者（65歳以上）の公共交通利用割合  
目標値（R9） 3割以上 [現況値：28.6%（R4/2022）]

#### 目標 3 地域全体で公共交通を創り上げ・守り・育てる

- 民間施設を活用した待合スペースの確保  
目標値（R9） 1箇所/年以上新設 [現況値：-]
- 乗り方教室参加者の公共交通利用増加割合  
目標値（R9） 1割以上 [現況値：-]

事業や目標値については、上述の目標を達成するために、必要に応じて修正・追加等を行う場合があります。

◆評価指標の目標値算出根拠

基本方針	評価指標	目標値算出根拠
基本方針1 持続可能な公共交通ネットワークの維持確保	鉄道及びBRT（日田市内駅）の乗車数	人口減少や新しい生活様式の普及等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ利用者数の現況値から、1割増しを目指し、目標に設定
	路線バスの年間利用者数	88.8%
	ひたはしり号の年間利用者数	90.4%
	タクシーの年間利用者数	94.6%
	全バス車両に占める低床バスの割合	65.4%
	公共交通への公的資金投入額（総額・利用者1人あたり・市民1人あたり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）では、乗合バス車両の総車両数から適用除外認定車両を除いた車両数に占めるノンステップバスの割合を約80%としているため、それ以上を目指し、目標に設定</li> <li>・公的資金投入額・・・概ね現状と同程度であることを目指し、目標に設定</li> <li>・利用者数・・・現況値の1割増しを目指し、目標設定に反映</li> <li>・人口・・・今後の人口減少を考慮し、目標設定に反映</li> </ul>
	ひたはしり号の収支率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね現状以上を目指し、目標に設定</li> </ul>
基本方針2 まちづくりの視点からみた公共交通にかかる周辺施策との連携	観光入込客数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光振興基本計画の目標設定を踏襲</li> </ul>
	特定観光施設の最寄りバス停での乗降客数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山ダム（現状の最寄りバス停：中川原）と道の駅水辺の郷おおやま（最寄りバス停：水辺の郷おおやま前）を対象として、概ね1.5倍に増加させることを目指し、目標に設定</li> </ul>
	高齢者の公共交通利用割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年に1回の計画策定前の市民アンケートを通じて、「月に1回以上公共交通を利用する」と回答した高齢者の割合が3割以上いることを目指し、目標に設定</li> </ul>
基本方針3 地域全体で公共交通を創り上げ・守り・育てる	民間施設を活用した待合スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年に1箇所以上を新設、計画期間内に5か所以上の確保を目指し、目標に設定</li> </ul>
	乗り方教室参加者の公共交通利用増加割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者に対する効果測定（一定期間経過後アンケート調査）を通じて、「公共交通を月に1回以上利用している」と回答した割合が1割以上いることを目指し、目標に設定</li> </ul>

新旧対照表

新	旧
<p>日田市地域公共交通確保維持協議会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 交通計画<u>及び</u>利便増進実施計画の策定並びに変更の協議に関する事項</p> <p>(2) 交通計画<u>及び</u>利便増進実施計画の実施の協議並びに連絡調整に関する事項</p> <p>(3) 交通計画<u>及び</u>利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、日田市<u>地域振興部地域振興課</u>に置く。</p> <p>3 4 (略)</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>8 この規約を、令和6年6月21日に改正する。</u></p>	<p>日田市地域公共交通確保維持協議会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p><u>(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成28年3月30日国総計第9.7号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の策定に関する事項</u></p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 交通計画、<u>利便増進実施計画及び確保維持改善計画</u>の策定並びに変更の協議に関する事項</p> <p>(2) 交通計画、<u>利便増進実施計画及び確保維持改善計画</u>の実施の協議並びに連絡調整に関する事項</p> <p>(3) 交通計画<u>及び</u>利便増進実施計画に位置づけられた事業<u>並びに確保維持改善計画に定められた事業</u>の実施に関する事項</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、<u>日田市まちづくり推進課</u>に置く。</p> <p>3 4 (略)</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

## 日田市地域公共交通確保維持協議会規約（令和6年6月21日改正案）

### （目的）

第1条 日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の14の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）の策定等及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項

### （協議事項）

第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画及び利便増進実施計画の策定並びに変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画及び利便増進実施計画の実施の協議並びに連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画及び利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等の協議に関する事項
- (5) 路線の休止又は廃止に関する事項
- (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

### （組織）

第3条 協議会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 日田市長
- (2) 九州運輸局大分運輸支局長
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者（日バス株式会社）
- (4) 日田市タクシー協会
- (5) 一般社団法人大分県バス協会
- (6) 一般社団法人大分県タクシー協会
- (7) 鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 住民又は利用者の代表
- (10) 大分県西部振興局

- (11) 大分県日田土木事務所
- (12) 大分県日田警察署
- (13) 日田市の交通施策関係担当部長
- (14) 学識経験者
- (15) その他日田市長が必要と認める者

### （会長及び職務代理者）

第4条 協議会に会長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### （任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### （会議）

- 第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は構成員の3分の2以上の出席（代理出席及び委任出席を含む。）により成立する。
- 3 会議の議決方法は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### （協議結果の尊重義務）

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

### （幹事会）

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

### （運賃料金部会）

第9条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

- 2 運賃料金部会は、道路運送法第9条第4項及び第9条の3第3項に定める協議会とする。
- 3 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項
  - (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 4 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 日田市長又はその指名する者
  - (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
  - (3) 九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者
  - (4) 住民又は利用者の代表
- 5 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
- 6 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。
- 7 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

#### (分科会)

第10条 第2条第1項第1号に掲げる業務について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

#### (事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、**日田市地域振興部地域振興課**に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

#### (監査)

- 第13条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

#### (財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関する必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

#### (委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成23年5月30日から施行する。
- 2 第6条本文の規定に関わらず協議会発足時の最初の委員の任期について、2年と定めるのは、平成25年1月31日とする。

#### 附 則

- 1 この規約を、平成24年5月28日に改正する。
- 2 この規約を、平成26年2月10日に改正する。
- 3 この規約を、平成28年4月1日に改正する。
- 4 この規約を、平成29年2月21日に改正する。
- 5 この規約を、令和5年1月27日に改正する。
- 6 第6条本文の規定に関わらず令和5年1月27日規約改正時の最初の委員の任期について、2年と定めるのは、令和7年3月31日とする。
- 7 この規約を、令和6年2月20日に改正する
- 8 この規約を、**令和6年6月21日に改正する。**

2024年5月27日

福岡県うきは市  
市長 高木 典雄 様  
大分県日田市  
市長 椋野美智子 様



西鉄バス久留米株式会社  
代表取締役社長 大石 一紀

## 回 答 書

平素より弊社バス事業につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、浮羽支線の運行に関して、これまで関係自治体様には赤字の運行補填や道路整備等様々な面でご尽力を賜り心より感謝申し上げます。

このたび、2024年3月14日に貴市より拝受しました要望書について、下記のとおりご回答申し上げます。

なお、廃止申入れの要因である乗務員不足については、依然として10名を超える不足が継続しており、更には3名の定年者も予定されております。

本回答につきまして、現在バスをご利用のお客様ならびに関係自治体様に、大変なご迷惑をおかけいたしますが、何卒事情をご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

(要 望)

1. 廃止時期の延長について（廃止時期＝「2025年4月1日」）

(回 答)

廃止時期については、2025年4月1日まで延長したいと存じますが、乗務員の確保が極めて困難な状況であることから、運行については平日のみ且つ1名の乗務員にて運行可能な便数とさせていただきたく存じます。

(要 望)

2. 既存路線の拡充について（吉井線：終点「浮羽発着所」から「杷木」までの延伸）

(回 答)

拘束時間及び運転時間が延長となり乗務員への影響が大きくなるほか、バス輸送を担うほどの需要がないため、ご要望にお応えすることはできかねます。

(要 望)

3. 市および市民との十分な協議について

(回 答)

承りました。

以上

## 講演会

# 「みんなでつくる高齢者の移動支援」



バス停まで歩けない、家族の通院送迎が大変、運転免許を返納したいけれど返納したらこの地域では暮らせない・・・そんな声が、全国各地で聞かれます。そんな中、一人ひとりの移動の困りごとを解決するために、住民が主体となってしくみづくりを進める地域が増えています。行政だけでなく、住民や社会福祉協議会、地域の団体、交通事業者が連携する事例など、色々な事例としくみを知って、今、私たちにできることを考えてみませんか。

とき		ところ	NPO全国移動ネット講師
5月28日(火)	午後7時	大山文化センター ホール	事務局長 伊藤みどり
29日(水)	午後2時	パトリア日田 小ホール	事務局長 伊藤みどり
	午後7時		
31日(金)	午後7時	川原自治会センター(上津江町)	副理事長 河崎 民子
6月 1日(土)	午後7時	天瀬公民館 3階大会議室	副理事長 河崎 民子

※受付は30分前から行います。

【参加費】 無料

【参加対象者】 高齢者の支えあい活動や移動支援に関心がある人

※誰でも参加できます

【プログラム】 開会あいさつ及び趣旨説明 (5分)

1. 講演「地域の協働から生まれる高齢者の移動支援のしくみと事例」  
NPO法人 全国移動サービスネットワーク(60分+途中休憩5分)
2. 質疑応答、意見交換(20分)

【お申込方法】 以下のいずれかの方法で、5月27日(月)までにお申込みください。



←← ①電子申請(二次元コード)

②下記に電話又はファックスで申込み

【お申込み・問合せ先】 日田市地域振興課

☎22-8356 FAX22-8324 (市役所6階)

できるだけ  
お近くの方と一緒に  
ご参加ください



## 日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿

任期: 令和5年1月27日～令和7年3月31日

No	役 職	代表する項目	氏 名	所属・職名	備 考
1	会 長	日田市長	ムクノ ミチ子 椋野 美智子	日田市長	
2	委 員	九州運輸局大分運輸支局長	フジキ ジュンジ 藤木 淳史	九州運輸局大分運輸支局長	
3	委 員	一般乗合旅客自動車運送事業者(日田バス株式会社)	ホンダ サトシ 本田 哲	日田バス(株) 代表取締役社長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定:あて職)
4	委 員	日田市タクシー協会	イシカワ ナオフミ 石川 尚文	日田市タクシー協会会長	
5	委 員	一般社団法人大分県バス協会	モチヅキ イクオ 望月 郁男	大分県バス協会専務理事	
6	委 員	一般社団法人大分県タクシー協会	エグマ ハルヒロ 江熊 春彦	大分県タクシー協会専務理事	
7	委 員	鉄道事業者(九州旅客鉄道株式会社)	タムラ ナオキ 田村 直樹	日田駅長	
8	委 員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	シモジウ ミル 下城 実	日田バス労働組合 執行委員長	
9	委 員	住民又は利用者の代表	モリタカ シゲハル 森高 重春	日田市自治会連合会 副会長	
10	委員 (職務代理者)	住民又は利用者の代表	ハシモト ナリト 橋本 成人	日田市自治会連合会 副会長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定:あて職)
11	委 員	大分県西部振興局	イシイ セイジ 石井 聖治	大分県西部振興局長	
12	委 員	大分県日田土木事務所	イシワ テツヤ 石和 徹也	大分県日田土木事務所長	
13	委 員	大分県日田警察署	マスタニ コウジ 栢谷 康治	大分県日田警察署長	
14	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	サトウ ノリ子 佐藤 野里子	日田市地域振興部長	
15	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	キヌガサ ユウジ 衣笠 雄司	日田市福祉保健部長	
16	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	ナカヤマ トシフミ 中山 敏章	日田市商工観光部長	
17	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	オオトモ トクヒロ 大友 得央	日田市土木建築部長	
18	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	セグチ ヒデタカ 瀬口 英隆	日田市教育次長	
19	委 員	学識経験者	オオイ ヒサシ 大井 尚司	大分大学経済学部教授	